

# 1級建築・電気工事施工管理技術検定試験にお申し込みの方へ

## 実務経験年数を計算するときの注意事項

(一財) 建設業振興基金 試験研修本部

昨年、複数の種目の技術検定を受験する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しました。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受験申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受験の手引」P6～P8の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の押印に当たっては、受験者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

### 【特に注意が必要なケース】

(1) 同じ検定種目にかかる複数の工事現場を担当していて期間重複がある場合

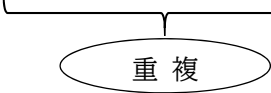
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇〇ビル新築工事(建築)											
					▲▲▲マンション新築工事(建築)						

重複

上図に挙げる例のように、複数の工事現場を担当している期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

(2) 異なる検定種目にかかる複数の工事現場を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				


  
重複

上図に挙げる例のように、異なる検定種目にかかる工事現場の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合（例えば日数等）に応じて按分してください。

(例) 上図の場合で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

< 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 >  
 となります。

複数の工事からなる一式工事（建築・土木）等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。（ただし、元請会社が電気工事業の建設業許可を受けており、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。）

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

以上です。

一般財団法人建設業振興基金  
 試験研修本部  
 TEL 03-5473-1581